

警報等発令時及び非常災害時の児童の登下校について 【家庭掲示用】

1 警報等発令時

(1) 登校前

ア 午前7時現在で、**河内長野市**（※南河内あるいは大阪府全域も含みます）に、**暴風警報・大雨警報・洪水警報・土砂災害警戒情報・避難勧告・警戒レベル3以上**のいずれかが発令中の時は、登校を控え、自宅で待機させてください。なお、午前7時を過ぎてから登校するまでの間に発令した場合も、自宅で待機させてください。

その後

- a 午前9時30分の時点で、**暴風警報・大雨警報・洪水警報・土砂災害警戒情報・避難勧告・警戒レベル3以上**のいずれかが解除されていないときは、臨時休業とします。
- b 午前9時30分になるまでに、**暴風警報・大雨警報・洪水警報・土砂災害警戒情報・避難勧告・警戒レベル3以上**のすべてが解除された場合は、その時点で安全に注意して登校させてください。
- c 危険が予想される場合は、登校を見合わせてください。

イ 台風の接近時や非常災害時には、テレビ・ラジオの放送にご注意いただくとともに、大阪府教育委員会より臨時休校等の指示があった場合は、それに従ってください。

(2) 登校後

ア **河内長野市**（※南河内あるいは大阪府全域も含みます）に、**暴風警報・大雨警報・洪水警報・土砂災害警戒情報・避難勧告・警戒レベル3以上**のいずれかが発令された場合は、授業を中止して地区別に集団で下校します。（状況により、職員が引率や巡視をします。）

イ 下校中の危険が予測される場合は、学校で待機させることもあります。

(3) 警報等発令時の給食について

- ア 午前7時の時点で**暴風警報・避難勧告・土砂災害警戒情報**が発令されている場合
 - 全市的に給食はストップしますので、発令が解除されても午前中のみの授業になります。
- イ 午前7時の時点で**大雨警報・洪水警報**が発令されている場合
 - 給食は作っていますので、解除された場合には午後の授業はあります。

2 非常災害（地震など）時

(1) 登校前

ア 危険が予想される場合は、登校を見合わせてください。また、通学路の安全を確かめてから登校させてください。

イ 河内長野市では、前日17時以降自宅を出る前までに「**震度5弱以上**」の地震が発生した場合は、学校は臨時休校します。

ウ 通学路や学校に危険がなく授業ができる状況にある場合は、休校日の翌日より授業を行います。（『ミマモルメ』及び『学校ホームページ』をとおして、保護者に伝達します。）

(2) 登校・下校途中の場合

もし、登下校の途中で大規模地震（震度5弱以上の地震など）が起きた場合は、原則として帰宅します。

ただし、学校に近い場合、危険が伴い自宅に帰れない場合は登校し、保護者の迎えを待ちます。

(3) 登校後

危険が予想される場合や状況がつかみにくい場合は、学校待機とします。状況によっては、地区別に引率したり、お迎えをお願いしたりすることがありますので、よろしくお願いします。

3 学校からの緊急連絡の方法について

緊急時、学校から家庭への連絡は、『ミマモルメ』及び『学校ホームページ』でおこないます。